『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	個人	提案主体分類コード	p 個人
提案の公開の可否	公開		

要望事項（事項名）	一芸ボランティアの利用について	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等	わかりません	プロジェクト名	うわじまアート・クラフト フェスタ
提案分野	1. 県民活動分野		

求める措置の具体的内容

昨年県の一芸ボランティアの依頼をしましたところ、以前は快く応じていただいていましたが、よくわからない理由で拒否されました。連絡先が公開されていないため、問い合わせも受け付けていただけません。
何のための制度なのでしょう。規制ができたのであれば緩和を!!

具体的事業の実施内容・提案理由

私たちは10年来（2004年）クラフトの振興と交流のため、年に数回クラフトフェアを開催していますが、昨今同じようなイベントが多くなり、出店や参加者がダブる傾向にあり、全県的にお願いしています。
また人材難もありイベントを盛り上げていただくため、クラフトに加え音楽、スポーツ、食べ物なども加えていく傾向にあります。
県の運動公園のニュースポーツの指導もお願いしましたが、直前になって急にキャンセルされてしまいました。イベントの協力はできなくなったとか言われました。

提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要（※該当がある場合のみ記載）

最終回答

「一芸ボランティア制度」の目的は、趣味や特技を生かしてボランティア活動を行いたいと思っている個人や団体を登録し、必要としている老人ホームや病院といった施設、団体等に県が仲介することによって、ボランティア活動の活性化を図るものであり、その支援内容は、一芸を有する方の人材派遣やイベントの参加者募集への協力などではなく、あくまでもボランティア活動の仲介を行うものです。
したがって、県が実施するものですから、営利活動を支援する行事や、ご依頼のあったイベント出展への仲介は行っておりません。ただ、希望者に対するイベントの紹介は可能ですので、前回も、そうした情報提供はさせていただいたところです。
また、「一芸ボランティア」は、プライバシーの保護や、不測のトラブルを防ぐこと等から、ボランティア本人のご承諾なしには個人情報はお教えできません。
なお、出展募集などではなく、イベントとしての音楽演奏等であれば本制度に基づく仲介ができる場合もあるのでご相談いただきますようお願いいたします。

対応区分	A－3（現行制度で対応）